

令和 6 年 6 月 25 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01273

研究課題名（和文）知的財産権侵害における故意と過失

研究課題名（英文）Intentional and Negligent Infringement of Intellectual Property Rights

研究代表者

島並 良（Shimanami, Ryo）

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：20282535

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、知的財産権侵害に基づく損害賠償において、侵害者の故意・過失がいかなる位置を現在占めているのか、そして将来占めるべきかを検討した。

具体的には、損害賠償制度の果たす侵害抑止機能に着目しながら、知的財産法分野全般における故意・過失について、思想的歴史、正当化根拠といった基礎理論を検討し、米国を中心に海外における知的財産権侵害における故意・過失の役割を明らかにし、日本の特許法、著作権法、商標法等の解釈・立法における各要件の解釈・立法論を展開した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究により、損害賠償責任が事実上の無過失（厳格）責任として運用されている現在の知財法のあり方は、侵害の適切な抑止の観点からは維持されるべきでないこと、悪質な海賊版等の横行が社会問題化している現在、故意による知財権侵害と単なる過失によるそれとは質的に区別され、両者の効果に段階的な差異を設けるべきであること、故意侵害については、損害の填補賠償を越えた金銭的救済によって侵害の抑止を図るために、知財法が政策立法であることに鑑み一般民事法にない侵害者利益の吐き出し、追加的な賠償の途が拓かれるべきであることが明らかにされた。これらはいずれも、今後の立法・解釈論に影響を及ぼしうるものである。

研究成果の概要（英文）：This study examines the current position of "willfulness" and "negligence" of the infringer in damages for infringement of intellectual property rights, and whether they should occupy such a position in the future.

This study (1) examines the basic theories of willfulness and negligence in the field of intellectual property law in general, including the ideological history and justification grounds, while focusing on the function of the damages system to deter infringement; (2) clarifies the role of willfulness and negligence in intellectual property right infringement overseas, particularly in the United States; and (3) examines the interpretation and legislation of Japanese patent law, copyright law, and trademark law.

研究分野：知的財産法

キーワード：知的財産権侵害 故意 過失

1. 研究開始当初の背景

知的財産法学・実務においては、侵害者の故意・過失要件が等閑視されてきた。

その理由は、第一に、故意・過失いずれにおいても侵害が成立しさえすれば侵害行為の差止請求が認められるからである。

第二に、損害賠償請求について、一般不法行為(民法709条)では慰謝料、過失相殺、賠償範囲の3点で故意責任と過失責任は区別されるが、たとえば特許権侵害については、精神的損害はまず観念されないし、特許権者側の過失が認定されることもさしあたりはない。また、損害額算定に関する特則(特許法102条各項)の適用に際して、侵害者の故意の有無によってその販売数量(同条1項)、利益(同条2項)、実施料相当額(同条3項)が左右されることはないからである。

第三に、特許法等の産業財産権法においては、過失推定規定(特許法103条、意匠法40条、商標法39条等)が置かれた上で、実際上はこれがみなし規定として運用されてきたことから、特許権等の侵害はいわば無過失責任(厳格責任)として規律されてきたことも、その理由として挙げられる

しかし、特に特許権において侵害抑止の必要性が意識されるようになる一方で、いわゆる法と経済学における一般不法行為法の経済分析の進展を受けて、過失要件が持つ侵害抑止機能が注目されるようになった(たとえば、小塚荘一郎=森田果「不法行為法の目的 - 『損害填補』は主要な制度目的か」NBL874号10頁(2008年)、田中洋「不法行為法の目的と過失責任の原則」現代不法行為法研究会編『別冊 NBL155号・不法行為法の立法的課題』(商事法務、2015年)17頁以下)。今後は、知的財産権侵害に基づく損害賠償においても、故意侵害と過失侵害を区別して検討する契機が高まることが予想される。

2. 研究の目的

本研究の目的は、次の3つの課題を解明することにあつた。

(1) 上述した特許法等の過失推定規定は、公報による権利公示制度によって支えられている。特許権を例に取れば、「業としての」実施のみが特許権侵害を構成する(特許法68条本文)ところ、事業者であれば特許公報を事前に調査して自らの行動が特許権侵害にあたるかどうかを判断すべきだというわけである。

しかし、このような調査義務の名宛ては、「生産」者たる特許権者の同業他社には通用するかもしれないが、たとえば、物の発明(同2条3項1号)が多数化体した電子機器において、その「譲渡」を担う電器店や、オフィスで「使用」するユーザーに過ぎない企業が、自らの販売品や使用品が特許権侵害物品であるかどうかを個別調査することは、実際上望めないのではないか。

(2) また、不法行為における過失要件は、侵害の抑止という観点からは行為者の注意水準と活動水準を最適に統御(効率化)する機能を果たしていることが知られている(たとえば、スティーブン・シャベル『法と経済学』(田中亘・飯田高訳、2010年、日本経済新聞出版社)第編「事故法」参照)。しかし、知的財産権侵害を事実上の無過失責任として運用することは、このような過失要件の持つ最適抑止機能を奪うおそれがないだろうか。

また、現代社会では、製造物責任等にみられるように、近代私法の基本原則の一つとされる過失責任の原則から離れ、無過失責任(厳格責任)主義が採られる立法例が増えている。それらと比較した場合に、果たして知的財産権侵害に基づく損害賠償責任における運用も、同様な理論的正当化が可能か。

(3) さらに、たとえば特許権侵害は均等論の適否を始め、微妙な技術的・法的判断を要することが少なからずあるが、その判断を誤ったに過ぎない過失侵害と、市場の奪取そのものを目的とした侵害品(海賊品)の製造販売のような悪質な故意侵害とが、少なくとも民事的には同じ法的効果しか認められないという現状は、素朴な直感に反するだけでなく、行為への非難に応じた制裁を与えるべしという「比例原則」の観点からも、理論的にも疑問がある。それでは、法の一般原則である「比例原則」は、知的財産権侵害における被疑侵害者の悪性と制裁の関係について、なぜ・どの程度妥当するだろうか。

3. 研究の方法

本研究では、知的財産権侵害に基づく損害賠償制度の果たす侵害抑止機能に着目しながら、知的財産法分野全般における故意・過失要件の理論的機能について、思想的歴史、正当化根拠といった基礎理論をも参照しつつ明らかにした。また、特許法、著作権法、商標法などの具体的な解釈・立法における故意・過失要件の実務的運用のあり方についても検討した。

本研究の具体的方法としては、()知的財産権侵害に対する救済のあり方について議論が蓄積されている米国法を比較の対象とし、また、()一般不法行為法に関する民法学および法と経済学の先行研究を参照した。さらに本研究は、()単に上述した理論的側面にとどまらず、これまで発明の進歩性要件や著作権のフェアユースといった個別の法(理)によって知財権に対して課されてきたさまざまな制約が、実は比例原則の表れとして統一的に説明できないか、という一貫した視点から、同原則の根拠と機能を幅広く検討し、知財法が抱える具体的な諸課題に対しても解決の糸口を探ることで、理論と実務の架橋を図った。

その際、日米の法体系の異同に意を払うことは当然であるが、さらに一般不法行為にない知的財産権侵害に固有の次の3つの特徴、すなわち、(a)被害者と加害者のいずれもが事業者であり、その多くは経済的に合理的な行動が期待できる法人企業であること、(b)知的財産法制度が産業発達や文化発展等を担った産業立法であること、(c)知的財産権侵害に対しては侵害差止(停止予防)責任と刑事責任というさらに峻烈な法的効果が用意されていること、についても十分に留意した。

4. 研究成果

本研究は3年間にわたるものであった。

このうち、まず、初年度は、故意・過失要件に関する米国法および民法学・法と経済学での議論を正確に咀嚼・吸収することに努めた。

また、第2年度は、日本の知的財産法における故意・過失要件の現状とその問題点を抽出し、先に見た民法学等における議論との接合を図った。

その上で、最終の第3年度には、我が国における知的財産権侵害からの救済について、立法・解釈上の実務的要請に応えることを目指し、故意・過失要件の望ましい解釈・立法論を探求するとともに、それを通じて知的財産法学における総論の形成と発展のための一助と

した。

その成果は、「特許権侵害における過失の役割」、「特許権侵害と追加的損害賠償」、「商品の流通と権利消尽 - 種苗法令和 2 年改正を契機に -」、「著作権制度の形式性と実質化傾向」等の論文において公表されたほか、海外の研究会 / ワークショップを含む場で口頭報告がなされた。また、執筆中の特許制度の基礎理論に関する書籍においても本研究全体の成果が盛り込まれる予定であるが、その概要は次の 3 点にまとめることができる。

知的財産法は、創作誘因や市場の公正の確保などの政策実現を目的とした法領域であることから、権利侵害とその救済について、一般民事法とは異なる規律を設定することが必要であり、また許容される。

知的財産権の侵害をめぐる制度設計にあたっては、上述した政策を実現するために、権利者の事後的な救済のみならず事前的な抑止(その裏返しとしての制裁)についても十分な配慮がもとめられる。その観点からは、これまでのように故意侵害と過失侵害を同一視するのではなく、それぞれに応じた侵害抑止の方策を探求する必要がある。

故意侵害と過失侵害では、侵害者の悪性(非難可能性)に違いがあることから、それに応じて制裁の強度(抑止すべき程度)にも差異を設けるべきである。具体的には、故意侵害については過失侵害よりも、差止請求の範囲(知的財産権の物的保護範囲)は広く、そして金銭的な救済額は高額に観念することが考えられる。その結果、故意侵害について利益の吐き出しや損害額を超えた金銭の支払いを承認することも、少なくとも立法論として避けるべきではない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 島並良	4. 巻 45
2. 論文標題 商品の流通と権利消尽－種苗法令和2年改正を契機に－	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 日本工業所有権法学会年報	6. 最初と最後の頁 90-105
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島並良	4. 巻 256
2. 論文標題 特許権の侵害	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト・国際私法判例百選（第3版）	6. 最初と最後の頁 84-85
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Shimanami Ryo, Nakamura Kenta	4. 巻 N/A
2. 論文標題 The Right to Own Things: Intellectual Property Law	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Econo-Legal Studies	6. 最初と最後の頁 23-43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島並良	4. 巻 157
2. 論文標題 特許権侵害と追加的損害賠償(1)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 77-87
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島並良	4. 巻 757
2. 論文標題 著作権制度の形式性と実質化傾向	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 コピライト	6. 最初と最後の頁 2-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島並良	4. 巻 16
2. 論文標題 写真の著作物の理論的構造	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 IPジャーナル	6. 最初と最後の頁 16-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件 (うち招待講演 3件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 島並良
2. 発表標題 植物新品種等の知的財産法による保護 種苗法の改正を契機として
3. 学会等名 日本工業所有権法学会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 島並良
2. 発表標題 著作権制度の形式性と実質化傾向
3. 学会等名 著作権情報センター月例著作権研究会 (招待講演)
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 Ryo Shimanami
2. 発表標題 Copyright and Anticommons
3. 学会等名 BIICL Research Workshop (招待講演)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関